

第1章 教育の目的、目標、理念等

《第1節 日本国憲法》

- 1 教育を受ける権利を保障する「日本国憲法」第26条の規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有するとの観念が存在している。
- 2 子どもに普通教育を受けさせる義務は国又は地方公共団体が負うものであり、保護者が負うものではない。
- 3 「日本国憲法」では、義務教育を無償とすることが規定されている。

《第2節 教育基本法》

- 1 「教育基本法」では、教育の目標として、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」と規定されている。
- 2 「教育基本法」では、国公立の学校か私立の学校かを問わず、義務教育を無償とすることが規定されている。

《第3節 諸外国の教育制度》

- 1 ドイツでは、幼稚園は満3歳からの子どもを受け入れる機関であり、保育所は2歳以下の子どもを受け入れている。
- 2 フランスでは、初等教育は、基礎学校において4年間（一部の州は6年間）行われる。
- 3 フランスでは、前期中等教育はコレージュで4年間行われ、後期中等教育は3年制のリセ、又は2～3年制の職業リセで行われる。
- 4 アメリカでは、初等教育は、通常6年制の初等学校で行われ、初等学校は、5～7歳を対象とする前期2年（インファント）と7～11歳のための後期4年（ジュニア）とに区別される。
- 5 ニュージーランドでは、子どもの「今、ここにある生活」を重視し、実践者、研究者、マオリの人々の意見をまとめて作られたカリキュラム「テ・ファリキ」により幼児教育が展開されている。

第5章 生涯学習社会における教育の現状と課題

《第1節 生涯学習社会と教育》

- 1 「日本国憲法」では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されている。
- 2 「生涯学習」の考え方は、1965年、ユネスコ（UNESCO 国際連合教育科学文化機関）の成人教育推進国際委員会において、ハッチンス（Hutchins, R. M.）が「生涯にわたって統合された教育」（lifelong integrated education）を提唱したことによって、公式に登場した。
- 3 1972年に、フォール（Faure, E.）を委員長とするユネスコの教育開発国際委員会報告『未来の学習』（Learning to Be）が出され、生涯学習の3本の柱として、「知ることを学ぶ（Learning to know）」、「なすことを学ぶ（Learning to do）」、「人として生きることを学ぶ（Learning to be）」が示された。
- 4 1973年に、OECD（経済協力開発機構）報告書「リカレント教育－生涯学習のための戦略－」が出され、リカレント教育が提言された。
- 5 わが国では、1990（平成2）年の中央教育審議会答申「生涯教育について」において、初めて「生涯学習」という言葉が公式に用いられた。

- 11 インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについては、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえた対応をとる必要はない。
- 12 いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。
- 13 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）において、「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景や病気、経済的理由により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあることをいう。

《第3節 近年の中央教育審議会答申等》

- 1 「教育基本法」では、政府は、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定めなければならないと規定されている。
- 2 「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月16日 閣議決定）では、我が国においては少子化・人口減少が著しく、将来にわたって財政や社会保障などの社会制度を持続可能なものとし、現在の経済水準を維持しつつ、活力あふれる社会を実現していくためには、一人一人の生産性向上と多様な人材の社会参画を促進する必要があるとされている。